ます。 ※予算額に達した時点で受付 ※補助は同一敷地内につき1回 点で受付終了となり 回限りです

できるもの 場ではあります。 できるもの できるもの できるもの できるもの できるもの できるもの 問生活環境エコタウン課(☑内線221) 4月26日/|1年前9時30分~11 献血をしよう! 全血献血(400心・200心)ご協力をお願いします! 時45分、

□ (1) 日 □ (1) 日 □ (2) 日 □ (3) 日 □ (4) 日 ・ (5) 日 ・ (6) 日 ・ (7) 日 ・ (7) 日 ・ (8) 日

寄居町グラウンド・ゴルフ大会ご参加ください!

クプレー) プレー方法/個人戦(33ホールストロー図町内に在住・在勤の個人および団体場寄居運動公園

(▶581·1266)へ。申問4月25日印までに、寄居町グラウン関無料

※雨天の場合は14日台に順延 5月13日水午前8時30分開会式

寄居町修学資金制度ご活用ください!

対次のいずれにも該当する方 対を有しながら経済的な理由により高等 学校での修学が困難な方を対象に、修学 での修学が困難な方を対象に、修学 での修学が困難な方を対象に、修学の意

図次のいずれにも該当する方 ②平成31年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期 課程および特別支援学校の高等部に入 学し在学中で、在学期間が3年以内 修学生の条件/次のいずれにも該当する方 つ町内に引き続き6カ月以上住んでいる 方 ②正規の修業年限の勉学に耐えられる性 行の善良な者で、経済的な理由により 学資の支出が困難な世帯の高校生 対象となる世帯の例

○生活保護受給世帯○『生活保護法』 ○生活保護受給世帯○『生活保護法』 による保護が停止または廃止となった 世帯○町民税が非課税の世帯○『児童 扶養手当法』による児童扶養手当を受 給している世帯○家計が急変した世帯 ※このほかにも援助を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ります。詳細はお問い合わせください。 修学金の額/月額5000円 申請方法等/次の書類を教育総務課へ提出してください。 他学童の認定を希望する場合 4月30日)までに必要書類を提出してください。 な理由で就学困難なことが証明できる 公的文書の写し等

問教育総務課(☑内線512)※提出がない場合は認定取消となります。の提出が必要です。

通学路ブロック塀等撤去補助制度ご利用ください!

野では、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、通学路に面するブロック塀等を撤去する費用の一部を補助します(最大20万円)。事前に都市計画課でご相談のうえ、工事着手前に同課へ申請してください。なお、この補助制度は今年度で終了となります。
「は、ブロック、レンガ、石材等による塀②塀のロック、レンガ、石材等による塀②塀のロック、レンガ、石材等による塀②塀の高さが塀の厚さの3分の2を超えるもの3通学路に面するもの3通学路に面するもの3通学路に面するものの3通学路に面するものあませた。

※公共工事等によるものは対象外となり

ト等の所有者の自己居住部分のみ)ト等の所有者の自己居住部分のみ) 対象工事/町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で、令和4年2月末日までに完了する住宅改修工事。なお、交付決定後30日以内に着工できる必要があります。 ※新築や建て替え工事、補助金交付決定通知以前に着手した工事等は対象外となります。詳しくは工事着工前にお問い合わせください。

★ 民間法人に委託しています! 上下水道料金等の臨宅徴収を

貸付金額/1000万円以内(無担保は 賃付金額/1000万円以内(無担保は 賃付の条件)

央労働金庫の第1位順位の抵当権を設担保/資金の用途となった対象物件に中増保/資金の用途となった対象物件に中併用返済、繰上償還可)

町では、水道料金、下水道使用料および 農業集落排水処理施設使用料の臨宅徴収 を、民間の専門業者「㈱エコシティサービス」(本社:横浜市都筑区茅ヶ崎中央8-33 サウスコア205)に委託しています。 徴収員がご自宅や事業所を訪問する際は、町が発行する身分証明書を必ず携行していますので、ご確認のうえ水道料金等を納付してください。なお、納入通知書はコンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替をお勧めしていますのでご利用ください。 していますのでご利用ください。

保証/(一社)日本労働者信用基金協会の保証/(一社)日本労働者信用基金協会の料が必要となります。 料が必要となります。

財金額/改修工事に要した費用(税抜)財金額/改修工事に要した費用(税抜)

問商工観光課(≧内線452)

火災(消防車出動)の問い合わせ ₹ 551.0119

ご活用ください 住宅改修資金補

制制度を

問商工観光課(┗内線452)

ご活用ください! 勤労者住宅資金貸付制度を

補助します。 住宅の改修を行う際、その費用の一部を 町内の住宅改修施工業者と契約し居住用 町では、地域経済の活性化を図るため、

※予算額に達した時点で受付終了となり受付開始/4月12日仴から

随時情報発信中!

町では、勤労者の住宅取得を支援しています。

「別次の①~⑤の要件をすべて満たす方①町内に居住している、または居住しようとする方②同一事業所に2年以上引き続き勤務している方③20歳以上引き続き勤務している方③20歳以上引き続き勤務している方③20歳以上引き続き勤務している方。の間に2年以上引き続き動のない方⑤町税等の滞納がない方の住宅の新築・増改築・購入(中古住宅・マンションを含む)、借地買い取りをするための住宅の新築・増改築・購入(中古住宅・マンションを含む)、借地買い取りをするための資金に限ります。

「国利用者本人またはご家族が、商工観光課へ申請してください。その後、資格決定について通知しますので、通知後3カ月以内にご自身で金融機関(中央労働金庫深谷支店)で借り入れ手続きをしてください。

図過去に同制度を利用していない方で、次の①~④の要件をすべて満たす方次の①~④の要件をすべて満たす方の滞納がない方 ④対象となる住宅を録されている方 ②対象となる住宅を弱されている方 ④対象となる住宅をいない方

Facebook

対象となる住宅/次の①~③のいずれか対象となる住宅/次の①~③のいずれかの個人住宅(自己の居住用の建築物)の個人住宅(自己の居住用の建築物)の場合は第一の建築物

Instagram

Twitter

広告

25 **Life** 令和3年4月号

令和3年4月号 Life 24

広告